

大相談の会 税金

子ども手当と税制改正

Q

今年子ども手当がスタートし、臨時収入が入って喜んでいますが、その代り扶養控除がなくなると聞きました。具体的に所得税や住民税などはどうなるのでしょうか？ちなみに、我が家は、課税給与所得（控除後）300万、妻（専業主婦）、子供2人（10歳、7歳）の4人家族です。どの程度の違いがありますか？

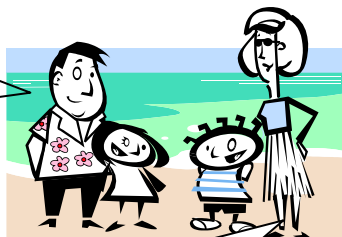
A

収入

312,000円増

子ども手当 312,000円の増収
13,000円×12ヶ月×2人

17万円も
得したん
だから
旅行でも
しようよ



来年1月から 源泉所得税額が増えるから、手取り額が減っちゃうのよ!! ※2

支出

142,000円増

所得税 76,000円の増税

課税給与所得が300万だと税率は10%
子どもの扶養控除 ※1
 $380,000円 \times 2人 = 760,000円$ がなくなるから
 $760,000円 \times 10\%$ の増税

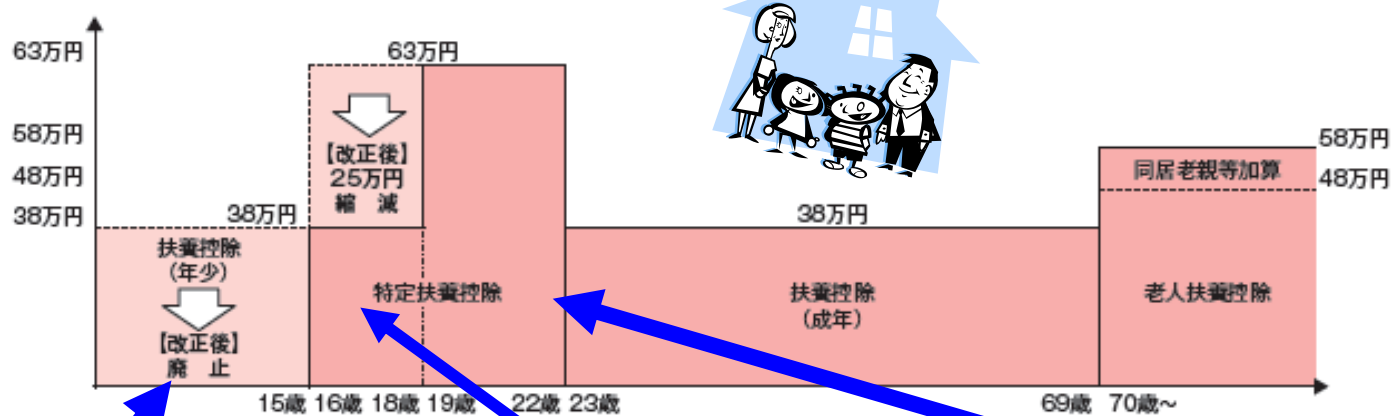
住民税 66,000円の増税

税率は一律10% 子どもの扶養控除
 $330,000円 \times 2人 = 660,000円$ がなくなるから
 $660,000円 \times 10\%$ の増税 (注：税額控除などの差額あり)

角解説

昨年9月の劇的な民主党政権の誕生を受け、マニフェストに沿って「子ども手当」が、今年6月から実際に支給されることになりました。それに合わせて、平成22年度の税制改正が行われ、扶養控除に関しては以下のような見直しが行われました。

高校授業料無償化の恩恵にあずかれない場合、また、課税給与所得が90万円超の場合は、計算上支給される子ども手当より支払う税額の方が増えると思われる。



16歳未満の扶養親族(「年少扶養親族」)に対する扶養控除の廃止
扶養控除の対象は16歳以上の扶養親族とする ※1

今まで特定扶養親族であった16歳以上19歳未満の上乗せ部分(25万円)を廃止
扶養控除の額は38万円のみ

特定扶養親族は、19歳以上23歳未満の扶養親族に変更

源泉徴収税額表において控除対象配偶者、控除対象扶養親族の人数などに応じて税額を算出します。改正は、**平成23年分以後の所得税について適用**されます。※2
(給与等に対する源泉所得税については平成23年1月1日以後支払うべき分から)